

豊橋市斎場整備・運営事業 実施方針に関する質問及び意見の回答

豊橋市

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
実施方針 1	質問	2	30	第1	1	(6)	イ				維持管理・運営期間が20年間であるにも関わらず、維持管理業務の中に大規模修繕業務が含まれていないのは、要求水準書P6～7、P51にある通り16年目以降に貴市が行うためであるという理解でよろしいでしょうか？ また、大規模修繕計画は提案するものの、大規模修繕費用は入札価格には含まれないという理解でよろしいでしょうか？	前段は、大規模修繕は市が実施しますが、時期等は確定していません。 後段は、ご理解のとおりです。
実施方針 2	質問	3	28	第1	1	(8)					「施設の整備は工期を2期に分けずに1期で実施するもの」とありますが、どのような意味でしょうか。既存施設等の解体、跡地整備を除き、本設又は仮設の施設を段階的に整備・供用することは認められないということでしょうか。	平成28年7月に策定した「豊橋市斎場再整備計画」では、施設整備の基本的な考え方の中で「現在の斎場で火葬業務を行いながら同一敷地内で整備する必要があることから、工期を二期に分けて整備します。」としていますが、本事業では既存斎場を運営しながら、段階的に整備・供用せずに新斎場の整備を行い、整備完了後に既存斎場を解体するという意味です。
実施方針 3	質問	3	32	第1	1	(8)					「平成30年12月～：設計・建設期間(試運転期間含む)」と記載されていますが、試運転期間はどのくらいの期間を予定されているでしょうか？また試運転期間中の運営業務としての対価はSPCが収受できるのでしょうか？	試運転期間は運営と関連することもあると考え提案に委ねます。また、運営業務対価には含まれません。
実施方針 4	質問	3	表内	第1	1	(8)					「施設の引渡」前に、「試運転」として事業者が施設を使用することになりますが、このことにより不動産取得税が選定事業者に発生することはない(非課税になる)ことについて、貴市として事前に税務署に確認済みとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
実施方針 5	質問	4	3	第1	1	(9)					施設整備業務に係る対価につきましては、一時支払金と割賦支払金によって構成される想定でしょうか。またどのような割合となる想定でしょうか。	入札公告時に示します。
実施方針 6	質問	4	3	第1	1	(9)	ア				一括払い、出来高払いなど、現時点で貴市がお考えの支払い条件をご教示ください。	入札公告時に示します。
実施方針 7	質問	4	3	第1	1	(9)	ア				資金調達に関する金融機関等との協議を早期に行うため、施設整備の対価として引渡時の一時金の有無及びその額、割合など現時点の想定でも結構ですのでお示しください。	入札公告時に示します。
実施方針 8	質問	4	6	第1	1	(9)	イ				年〇回払いなど、現時点で貴市がお考えの支払い条件をご教示ください。	入札公告時に示します。
実施方針 9	質問	5	2	第2	1						予定価格、入札価格の上限などは公表されるのでしょうか？	予定価格、入札価格の上限の公表はしませんが、債務負担行為の設定額を入札公告時に示します。
実施方針 10	意見	5	表内	第2	2	(1)					平成30年6月に、①直接対話(第2回)と、②入札説明書等に関する質問の受付・回答②を想定されていますが、順番としては、②⇒①としていただいたほうが、応募者としては有効であると考えます。(書面では確認しにくいニュアンスを、直接対話で確認できると考えるため)	ご意見として承りました。
実施方針 11	意見	8	4	第2	4	(1)	オ				「応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。ただし、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることは、この限りではありません。」と有りますが、【公平な競争性の観点から火葬炉企業及び火葬炉運転企業も応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。】としていただく事をご検討願います。	ご意見として承りました。
実施方針 12	意見	9	12	第2	4	(3)	ア				設計企業の参加要件に実績要件がありません。確実な業務実施の観点から下記の実績要件を付して頂く事をご検討願います。 ・過去10年間に火葬炉10基以上かつ延床面積4,300㎡以上の火葬場の新築に係る基本設計及び実施設計業務を元請けとして履行した実績	ご意見として承りました。
実施方針 13	質問	10	2	第2	4	(3)	オカ				火葬炉運転企業、維持管理企業及び運営企業の参加資格要件に「委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること」とありますが、「役務の提供等・建物等各種施設管理、その他の業務委託」の参加資格と解釈して宜しいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
実施方針 14	意見	10	22	第2	4	(5)					代表企業(最大出資者)の変更はお認めいただけないとのことですが、施設整備段階は建設企業が、維持管理・運営段階は維持管理企業若しくは運営企業が、段階に応じて各々の企業が代表企業を担うように、段階的な代表企業(最大出資者)の変更をお認めいただこう、ご検討いただけないでしょうか。	代表企業の変更を認める予定はありません。
実施方針 15	質問	10	31	第2	4	(6)	イ				構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるとありますが、構成企業以外もSPCに出資されるのでしょうか。(同ページの第2 4 (6)ウについても同様です。)	ご理解のとおりです。
実施方針 16	質問	11	1	第2	5						審査での評価には構成企業又は協力企業が地元の企業である方が高評価につながりますか。	審査に関する事は回答できません。
実施方針 17	意見	11	1	第2	5						過度な価格競争に伴う建物品質劣化、落札後の変更対応交渉、長期間に亘る事業運営の持続性への危惧などを防止するべく、提案評価点:価格点=70:30程度として、できる限り提案重視としていただきたいと思います。	ご意見として承りました。
実施方針 18	意見	11	6	第2	5						「審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価します。」と有ります。良質な業務実行の観点から、落札決定基準に採用する総合評価方式の配点のうち提案点と価格点の割合を「提案点【70点】:価格点【30点】」としていただく事をご検討願います。	ご意見として承りました。
実施方針 19	質問	12	19	第3	2	(2)					モニタリングについては施設整備も対象となるが、減額対象には施設整備費は含まれないという理解で宜しいでしょうか。金融機関からの借入対応を考えた場合、減額時の対応が困難になると考えるため。	入札公告時に示します。
実施方針 20	質問	13	表内	第4	2						2 施設構成の概要 延床面積4,300~4,800㎡で事業者提案 となっておりますが、面積を枠内設定は、厳守でしょうか。	厳守です。
実施方針 21	質問	13	表内	第4	2						延床面積「4300~4800㎡で事業者提案」とありますが、これは必須条件であり、多少の面積増減も認めないということでしょうか。	実施方針回答No.20をご参照ください。
実施方針 22	質問	15	4	第6	1						選定事業者の帰責事由による事業契約解除時の違約金等は想定されていますでしょうか。想定されている場合、具体的にその水準をご教示ください(例:所有権移転後は、運営・維持管理業務に対するサービス対価の1事業年度分の10%など)。	入札公告時に示します。
実施方針 23	質問	16	7	第6	4						「市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、選定事業者に資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接契約を結ぶことを予定しています」と記載されていますが、直接契約は斎場運営事業が継続的に行うためにも必須であると考えています。選定事業者に資金供給を行う金融機関が存在する場合、豊橋市様と締結する直接契約は必須とはならないでしょうか。	直接協定の締結は市が判断します。
実施方針 24	意見	別紙1	欄外	※第2							竣工日以降の基準金利につき、注意書きにて金利基準日から10年後に基準金利の見直しを検討との記載がございますが、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)は2021年末までに廃止される予定です。想定される代替指標につき、ご検討をお願い致します。	正式となった時点で代替指標を検討します。
実施方針 25	質問	別紙1 (P.1)	表内								【税制度リスク】事業者側のリスクとして「法人税等収益関係税の変更に関するもの」の記述がありますが、事業税については事業者側の対応は必要がないとの認識でしょうか。	対応の必要はありません。
実施方針 26	質問	別紙1 (P.1)	表内								【住民対応リスク】市側の項目に「事業内容等事業そのものに対する住民の反対運動等が生じた場合」とありますが、事業開始後のリスクについても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 27	質問	別紙1 (P.2)	表内								不可抗力リスクおよび物価変動リスクについては一定の金額・割合等まで事業者が負担と記載されていますが、どの程度の負担割合・金額を想定されているのでしょうか、ご教示下さい。	入札公告時に示します。

回答No.	質問/ 意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
実施方針 28	意見	別紙1 (P.2)	表内								【リスク分担表－共通－物価変動リスク－施設使用前】 リスク負担者が事業者となっておりますが、今般の急激な物価変動を踏まえて、施設利用後と同じ考え方としていただく事をご検討願います。	ご意見として承りました。
実施方針 29	質問	別紙1 (P.2)	表内								【物価変動リスク】 事業者側に「施設使用前（設計・建設に係る費用）の物価変動」とありますが、建設工事のスライド対応はないとの理解でしょうか。	入札公告時に示します。
実施方針 30	意見	別紙1 (P.2)	表内								【物価変動リスク】 施設使用前の物価変動について、事業者のみに○が付いていますが、通常の公共工事同様、物価スライドの状況を提供していただくよう、お願いします。	入札公告時に示します。
実施方針 31	質問	別紙1 (P.2)	表内								【地中埋設物リスク】 市側の項目に「あらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できない地質障害や地中障害物等」と記述がありますが、汚染土壌も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針 32	質問	別紙1 (P.3)	表内								施設・設備損傷リスクの第三者によるものに対しては事業者側が従分負担者として記載されておりますが、どの程度の負担割合・金額を想定されているのでしょうか。不可抗力リスクや物価変動リスクとの違いを御教示願います。	入札公告時に示します。
実施方針 33	質問	別紙1 (P.3)	表内								残骨灰・集じん灰の管理リスクにおいて、残骨灰・集じん灰の管理及び最終処理のリスク分担はいずれも事業者になっています。市が想定している具体的なリスクをご教示ください。	具体的な想定は開示しません。
実施方針 34	質問	別紙1 (P.3)	表内								【一般的損害リスク】 事業者側の「各種消耗品の盗難等に関するもの」との記述がありますが、備品の盗難については、市側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に責がない場合は、事業者リスクではありません。
実施方針 35	意見	別紙1 (P.3)	表内								【施設・設備損傷リスク】 第三者による施設・設備損傷リスクに、事業者に△が付いていますが、事業者には管理できませんので、貴市の負担としていただけますでしょうか。	入札公告時に示します。

豊橋市斎場整備・運営事業 要求水準書(案)に関する質問及び意見の回答

豊橋市

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 1	質問	2	20	第1	4	(1)					各種申請等業務に基準法第51条許可は含まれますか。現在の申請状況についてご教示ください。	含まれます。今回の事業にあたり、新たに建築基準法51条の許可を取得する予定です。
要求水準書(案) 2	質問	2	29	第1	4	(1)					要求水準書内の稼働準備業務は、施設整備には書かれてありますが、維持管理運営業務にはその項目が見当たりません。ご指示をお願いします。	維持管理運営業務も同様にご理解ください。
要求水準書(案) 3	質問	6	34 21	第1 第3	7 2	(3) (6)	イ コ				「大規模修繕は事業者の範囲外とし、市が実施する」とありますが、火葬炉設備に関する大規模修繕の定義もP.53の用語の定義の機械と同等の解釈で宜しいでしょうか。また、同様に該当例をお示しいただけないでしょうか。	前段は、火葬炉設備の大規模修繕は含みません。後段は、入札公告時に示します。
要求水準書(案) 4	質問	6	34	第1	7	(3)	イ				「大規模修繕は事業者の事業範囲外とし、市が実施する。市による大規模修繕は、使用開始後16年目以降に実施する。よって、事業者は使用開始後15年間は、大規模修繕を行う必要性が生じないように適切な仕様の施設整備及び修繕業務を実施すること。また、16年目以降については、必要な修繕業務を事業者にて実施すること。」とあります。P53「用語の定義」にて建築、電気、機械は事例を示されておりますが、火葬炉設備について、具体的にイメージされている大規模修繕内容はありますでしょうか。また、16年目以降に実施される修繕工事は、維持管理会社または元施工会社への発注を基本とされるご予定でしょうか。	前段は、火葬炉設備の大規模修繕は含みません。後段は、発注形態は確定していません。
要求水準書(案) 5	質問	6	34	第1	7	(3)	イ				大規模修繕は事業者の事業範囲外とし、市が実施する。市による大規模修繕は、使用開始後16年目以降に実施する。とありますが、施工業者は入札によって決定されるのでしょうか？	発注形態は確定していません。
要求水準書(案) 6	質問	6	34	第1	7	(3)	イ				P53の大規模修繕の定義に火葬炉設備に対する記載がありません。火葬炉設備にかかる修繕は20年間すべて事業者で実施するものと考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 7	質問	7	7	第1	8						火葬炉燃料備蓄に関して、LPGボンベの使用を想定されていますか。	事業者の提案に委ねます。
要求水準書(案) 8	質問	7	10	第1	8						「災害発生時には、3日間の火葬件数に対応できるように・・・」とありますが、この時に対応する件数は何件を想定すれば宜しいでしょうか？提示される件数に対して災害発生時の火葬ダイヤグラムを整理して、自家発電装置の能力、運転時間等を設定するので必要な情報になります。	災害発生時も含め、火葬炉1炉あたり、1日最大3回転とし、12炉×3回/炉=36件/日、3日間で合計108件を想定しています。ただし、災害発生時には、別途、協議をする場合があります。
要求水準書(案) 9	質問	7	10	第1	8						「災害発生時には、3日間の火葬件数に対応できるよう」との記載がございますが、この場合の3日間の火葬件数は何件を想定されていますか。	要求水準書(案)質問回答No.8をご参照ください。
要求水準書(案) 10	質問	7	10	第1	8						エネルギーの備蓄について、3日間の火葬件数に対応するとありますが、1日の火葬件数は何件を想定していますでしょうか。	要求水準書(案)質問回答No.8をご参照ください。
要求水準書(案) 11	質問	7	10	第1	8						災害時対応に要した追加の維持管理・運営費については、別途貴市に請求できるとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 12	意見	7	15	第1	9						光熱水費の負担について負担が事業者側となった場合、価格変動リスクが事業運営に大きな影響を与える可能性があるため、発注者側の負担としていただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 13	意見	7	15	第1	9						光熱水費については、火葬件数により変動するものとししないものが複雑であり、また、単価等の変動も大きく、20年間の長期のものを現時点で想定することは大きなリスクが伴います。事業者負担とした場合、このリスクを回避するためにはある程度の上振れを考慮した入札額とするしかなく、入札額の高止まりとなり、結果として貴市にとってもデメリットとなると思慮します。光熱水費については、貴市の負担としていただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 14	質問	8	3	第2	1						事前調査業務について、既設建物のアスベスト調査は行っていますか。(解体期間とコストに影響)	平成29年度中に分析調査委託を実施予定です。
要求水準書(案) 15	意見	8	表内	第2	2	(1)					延床面積のみ具体的な指定があります。評価基準に偏りがでないよう構造についても要求水準を示していただけないでしょうか？	構造を規定する予定はありません。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 16	質問	8	表内	第2	2	(1)					霊安室に設置する霊安庫は1体ごとに独立した設備でなければならないでしょうか？(2体2段構造の霊安庫1台と1体型霊安庫1台) 現施設での霊安庫の使用状況と使用用途をご教示してください。	前段は、事業者の提案に委ねます。 後段は、平成28年度においては40件使用されており、火葬までのご遺体の保管に使われています。
要求水準書(案) 17	質問	8	表内	第2	2	(1)					既存施設は、立地を都市計画決定され、建築基準法第51条の許可を経て建設されたものと推察いたします。既存施設の延床面積は1,971.89㎡、本事業による施設の延床面積は4,300～4,800㎡と2倍以上となっておりますが、都市計画法及び建築基準法に係る手続きはすでに貴市にて完了された結果の面積要件との解釈でよろしいでしょうか？	完了していません。今回の事業にあたり、新たに建築基準法第51条の許可を取得する予定です。
要求水準書(案) 18	質問	8	表内	第2	2	(1)					告別室、炉前ホール、収骨室及び収骨準備室の機能が一体となった部屋を計画する場合、当該部屋を4室から6室程度とすればよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 19	質問	8	表内	第2	2	(1)					マイクロバスの他、大型バスの使用は想定する必要がありますでしょうか。	必要です。
要求水準書(案) 20	質問	9	表内	第2	2	(3)	ア				緑化率の規定について、屋上緑化・壁面緑化などをカウントすることは可能でしょうか。	屋上緑化・壁面緑化はカウントしません。詳細については、関係課との調整が必要となります。
要求水準書(案) 21	質問	10	28	第2	3	(1)	ウ				敷地の北側道路・南側の道路、いずれにおいて周辺地域と霊柩車の運行等を制限されているような約束はありますか？	ありません。
要求水準書(案) 22	質問	10	28	第2	3	(1)	ウ				雨水貯留について設置の想定がありましたらご教示ください。	ありません。
要求水準書(案) 23	質問	10	28	第2	3	(1)	ウ				防火水槽について設置の想定がありましたらご教示ください。	ありません。
要求水準書(案) 24	質問	10	32	第2	3	(1)	ウ	(ウ)			不等沈下、地盤沈下対策の記載がありますが、実際に沈下した事例がありますか。	ありません。
要求水準書(案) 25	質問	11	4	第2	3	(1)	エ				臨時駐車場の仕様(舗装など)をお示ください。 また、臨時駐車場については、あくまでもその整備のみが業務範囲であり、維持管理・運営及び使用後の撤去等は業務範囲外であるという理解でよろしいでしょうか。	前段は、駐車場の仕様は、現在調整中です。入札公告時に示します。 後段は、維持管理・運営及び使用後の撤去等も業務範囲内です。
要求水準書(案) 26	質問	11	4	第2	3	(1)	エ				臨時駐車場として想定されている位置について、ご教示ください。事業敷地から離れた場所にある場合、移送サービスが必要になるのではと料します。	市が確保を予定している用地は、既存施設に面した西側用地ですが、具体的な位置は現在調整中です。今のところ、移送サービスは想定していません。
要求水準書(案) 27	質問	11	16	第2	3	(1)	エ	(キ)			臨時駐車場用地の位置をご教示ください。位置によっては送迎用バスなどの運用もありますでしょうか。	要求水準書(案)質問回答No.26をご参照ください。
要求水準書(案) 28	質問	12	6	第2	4	(1)	ケ				建物内に喫煙所を整備し喫煙する事も禁止でしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 29	質問	12	32	第2	4	(3)	イ				断熱方法・工法も十分検討し建物の耐久性を高める・・・とありますが、外断熱工法を採用する必要がありますか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 30	質問	13	5	第2	4	(3)	オ				「オ 地域特性を生かした仕上げ計画とすること。」と記述がありますが、特に貴市の地域特性についてのコメントをお聞かせください。	特にありません。
要求水準書(案) 31	質問	13	5	第2	4	(3)	オ				地域特性を生かした仕上げ計画とありますが、豊橋市産の建材で使用が要望されているものはありますか。	開示しません。
要求水準書(案) 32	質問	13	8	第2	4	(4)					収骨方式は台車式・トレイ式の希望はありますか。	開示しません。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 33	質問	13	8	第2	4	(4)					火葬の風習としては、基本として葬式後の火葬と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 34	質問	13	表内	第2	4	(4)					取骨準備室とありますが、予備の各種台車の置き場を他に設定し冷却前室を「取骨の準備を行う部屋」と位置づけた場合、取骨準備室を作らなくてもよいと解釈しても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 35	質問	14	1 (表内)	第2	4	(4)					アプローチにおける車の取扱いについて、霊柩車はバックさせない等の風習はありますか。	ありません。
要求水準書(案) 36	質問	15	1 (表内)	第2	4	(4)	ア				火葬炉の排気口は、周辺住居から見えないようにすることとありますが、道路上などから見えないようにし、周辺の丘の上や中層住宅など、高所からは見えてもよいと考えてよいでしょうか。	要求水準書(案)に記載しているとおり周辺住居からは見えないように配慮してください。
要求水準書(案) 37	質問	15	表内	第2	4	(4)	ア				遺体安置用の保冷庫は必要でしょうか。	必要です。
要求水準書(案) 38	質問	16	表内	第2	4	(4)	ウ				動物受付は炉の運転員が対応してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 39	質問	16	表内	第2	4	(4)	ウ				路上拾得の動物死骸の受け入れはありますか。 霊柩室の使用も含めて、運営時間内の受け入れでしょうか。	前段は、ありません。 後段は、運営時間内での受け入れです。
要求水準書(案) 40	質問	16	表内 6	第2 第4	4 12	(4) (6)	ウ				「必要な物品の販売に対応すること」「葬祭関連備品を必ず販売すること」とありますが、貴市では何か品物の想定をされていますか。 また、何か現在販売されている品物がありましたらご提示いただけますようお願い致します。	前段は、事業者の提案に委ねます。 後段は、既存施設では、葬祭関連品として、香典袋、骨壺を売店にて販売しております。
要求水準書(案) 41	質問	17	1 (表内)	第2	4	(4)	エ				事業者用駐車スペースは普通車用駐車場68台とは別に必要台数を設けると考えて宜しいでしょうか。	普通車用駐車場68台以上に事業者用駐車スペースを含みます。
要求水準書(案) 42	質問	18	28	第2	5	(2)	カ	(イ)			「火葬業務遂行のために最低限必要な設備が72時間連続運転できるものとし、…」とありますが、72時間で想定する火葬件数をご教示下さい。	要求水準書(案)質問回答No.8をご参照ください。
要求水準書(案) 43	質問	20	6	第2	5	(2)	ツ	(ア)			貴市が想定する、子メーターを設置する箇所と必要性(意義)をご教示下さい。	子メーターの設置する箇所は、事業者の提案に委ねます。使用量等を計測するためです。
要求水準書(案) 44	質問	22	1	第2	6	(1)	ア	(イ)			1炉1系列の場合は、この限りでないと考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 45	質問	23	表内	第2	6	(1)	イ	(ウ)			使用燃料が都市ガスであり中圧導管Aを敷設予定とありますが、災害緊急時にも都市ガスの供給は遮断しないとの想定で宜しいでしょうか。従って、災害緊急時には非常用電源の燃料のみ検討すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 46	質問	23	表内	第2	6	(1)	イ	(ウ)			排気方式が「2炉に対し1排気系統以上とする」とありますが、2炉1排気系統と1炉1排気系統とではどちらがより加点対象となりますか、ご教示下さい。	加点対象は開示することはできません。
要求水準書(案) 47	質問	23	表内	第2	6	(1)	イ	(ウ)			最大3回／炉・日と有りますが、これは通常時の最大数という解釈でよろしいでしょうか。	通常時、災害発生時を想定しています。ただし、災害発生時には、別途、協議をする場合があります。
要求水準書(案) 48	質問	23	表内	第2	6	(1)	イ	(ウ)			異なる排気系統との接続は行わないとあります。常時は完全遮蔽されており異なる排気系統とは接続されていないが、非常時は安全排出のため通風できる設備の提案が可能でしょうか？	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 49	質問	23	表内	第2	6	(1)	ウ				「異なる排気系列との接続は行わない」とありますが、排気設備故障時に、隣接系列に排ガスを迂回させ火葬を継続することは有効な手段と考えます。通常は遮断しており(ダンパ閉)、緊急時のみ接続する(ダンパ開)提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 50	質問	24	5	第2	6	(1)	イ	(エ)	c	b)	「オーバーホール」とありますが、「大規模修繕」との違い及び貴市の定義解釈をご教示下さい。 また、「可能な限り、他のメーカーでの更新対応…」とありますが、他メーカーとは各種個々の機器・部品を製作(例えばモーターやコンプレッサーなど)するメーカーと解釈すれば宜しいでしょうか。	前段は、オーバーホールとは、すべてを分解しての検査・修理と定義しています。 後段は、他のメーカーとは、火葬炉メーカーを含む各種個々の機器・部品を製作するメーカーと解釈してください。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 51	質問	24	17	第2	6	(1)	ウ	(イ)	a		P46から記載のある13 環境保全対策業務で規定されている内容を既存施設を対象に行うのでしょうか？ その場合、排ガスにかかる測定は任意の1系列で宜しいでしょうか？	前段は、着工前調査は、現況の状況を把握するため、既存施設の休場日での測定を想定しています。 後段は、測定箇所は、工事の段階で調整する予定です。
要求水準書(案) 52	質問	24		第2	6	(1)	ウ	(ウ)	b		竣工時検査において「大気、悪臭のうち排気筒出口での値が求められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。」とありますが、竣工時(設備引渡日)検査を供用開始前と解釈した場合、空運転で測定するとの解釈で宜しいでしょうか。もしくは竣工時検査は供用開始後の何日か以内といった想定をされていますでしょうか。ご教示下さい。	検査の詳細は、工事の段階で調整する予定です。
要求水準書(案) 53	質問	25	23	第2	6	(1)	カ	(イ)			市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとありますが、これは、例えば200kgを超える体重の御遺体にも適用されるという事でしょうか。炉の設計に影響しますので、可能でしたら、限度を示していただきますようお願い致します。	ご理解のとおりです。限度はお示しできません。
要求水準書(案) 54	質問	30	3	第2	6	(2)	ウ	(エ)	b		「排気筒上部にかさ等を設置しないこと」とありますが、雨水等の侵入防止にかさの設置は有効と考えます。排ガスの大気拡散効率と排気設備の劣化度合いを比較検討し、かさを設置することとしても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 55	質問	31	12	第5	6	(2)	カ	(ア)			炉前化粧扉は遮音・断熱を考慮とありますが、電動自動扉(防火扉)とした場合、遮音性能は一般の防火扉程度で断熱も一般建具程度となりますが、よろしいでしょうか。(炉前扉や前室については遮音・断熱の必要性はないのではないのでしょうか。)	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 56	質問	32	1 (表内)	第2	6	(2)	カ	(ウ)			残骨灰、集じん灰吸引装置は、告別、収骨室が同室の場合及び運営上支障があると思われる場合は設置しなくてもよろしいでしょうか？	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 57	質問	32	表内	第2	6	(2)	カ	(ウ)	a		残骨灰用集じん装置の吸引口について、収骨準備室を冷却前室と認めていただけた場合は冷却前室に吸引口を設置し、収骨室には不要と解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 58	質問	33	31	第2	6	(3)	ア	(カ)			【計装制御一覧表】の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。】とあります。記載されている項目で不要と思われるものの削除、または設置位置の変更は可能でしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 59	質問	34	表内	第2	6	(3)	ア				計装制御一覧は、事業者独自の制御方法で適宜項目を追加・削除して提案して宜しいでしょうか？	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 60	質問	36	表内	第2	6	(3)	イ	(エ)	f	c)	「案内放送機能」がありますが、これは作業員に点火準備完了、冷却完了等、炉の稼働状況を報知するためのものと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 61	質問	36	表内	第2	6	(3)	イ	(エ)	f	c)	運転状態表示機能は、各メーカーごとに独自の制御方法を用いており、表示される内容が異なりますので適宜項目を追加・削除して提案して宜しいでしょうか？	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 62	質問	37	1	第2	6	(3)	イ	(キ)			モニター設備はP19で記載されている通り、すべて録画できる装置を装備するものと解釈して宜しいでしょうか？	要求水準書(案)等を満たす提案であれば可能です。
要求水準書(案) 63	質問	38	1	第2	7	(1)	ア				個人からの電話での予約は、開場日の開場時間内のみの対応という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 64	質問	38	8	第2	7	(1)	ア	(エ)			システム予約者が「事業者、市、葬祭業者」とありますが、市の受付窓口は何力所でしょうか。また、対象の葬祭業者は何社でしょうか、ご教示下さい。	前段は、入札公告時に示します。 後段は、対象の葬祭業者数は正確には把握しておりません。
要求水準書(案) 65	意見	47	表内	第2	13	(2)	ア				窒素酸化物の基準値100ppm(酸素濃度12%換算値)は、かなり厳しいものと考えます。昨今の各自治体基準値は概ね250ppmくらいが一般的です。100ppmを長期間に渡って継続的に順守するには、高度な排ガス処理設備が必要となり、インシヤル・ランニングコストも高額となります。費用対効果も考慮し、250ppm(酸素濃度12%換算値)、または100ppm(酸素濃度18%換算値)とするのが妥当と考えますが如何でしょうか。	現時点では変更する予定はありません。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 66	質問	48	14	第2	14						必要な登記とは表題登記のみでしょうか。保存登記も必要でしょうか。また、いずれの場合であっても、登記の申請者自体は貴市であり、事業者は登記申請手続きに必要な事務手続きを行えばよいという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 67	質問	49	1	第2	17	(1)	ア				既設の慰霊碑を移設し、年1回 豊橋市獣医師会が主催する動物慰霊祭が開催に御協力すると解釈しましたが、事業者側が行う協力とは具体的に何を行うのでしょうか、御教示願います。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 68	質問	49	2	第2	17	(1)					動物慰霊碑等とありますが、動物慰霊碑以外で移設が必要なものを全てお示ください。また、移設場所について、貴市での指定があればお示ください。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 69	質問	51	14	第3	2	(4)					事業者が提案した大規模修繕を予算確保の都合などにより貴市が実施しなかった場合、実施しなかったことに起因する維持管理業務費(大規模修繕以外の修繕を含む)の増加は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	増加要因が明確に判断された場合に限ります。
要求水準書(案) 70	質問	52	5	第3	2	(5)					事業期間終了後1年以内に建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態とありますが、大規模修繕は除くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 71	質問	52	6	第3	2	(5)					「事業期間終了前の概ね3年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと」とありますが、3年間のスケジュールについてお聞かせください。	現時点で市から開示できる事項はありません。
要求水準書(案) 72	質問	53	21	第3	2	(6)	コ				大規模修繕の解釈について、貴市・応募者または応募者間で解釈の違いが出ないよう、火葬炉に係るものを含め可能な限り具体例を提示していただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 73	質問	56	8	第3	7	(4)					人的警備とありますが、運営スタッフによる適宜の巡回での対応でよいとの理解で良いでしょうか(警備業法に対応した警備は過剰要求であり、警備費が高額になります)。	事業者の提案に委ねます。
要求水準書(案) 74	質問	59	17	第4	3	(1)	ア				開場日及び休場日として市が別に定める日とありますが、具体的にはどのような場合でしょうか？ また、休場日や開場時間は事業者の提案で変更することは可能でしょうか？	前段は、市が斎場の運営に支障があると判断した場合を想定しており、詳細は未定です。 後段は、変更することは不可とします。
要求水準書(案) 75	質問	59	23	第4	3	(4)					貴市が想定している、1日最大火葬件数をご教示下さい。	要求水準書(案)質問回答No.8をご参照ください。
要求水準書(案) 76	質問	59	26	第4	4						現施設の予約受付の時間と受付できる最大件数をご教示ください。(9時2件、9時30分2件、・・・合計20件/日のように教えてください)	9時15分3件、10時2件、11時3件、12時2件、13時3件、14時2件、15時3件、合計18件/日です。
要求水準書(案) 77	質問	59	26	第4	4						過去5年間における予約時間毎の火葬実績をご教示下さい。 また、1日毎の火葬件数もご教示下さい。	前段は、過去5年間における予約時間毎の火葬実績を入札公告時に示します。 後段は、要求水準書(案)質問回答No.76をご参照ください。
要求水準書(案) 78	質問	59	26	第4	4						開場日に運営・支援システムを用いて予約受付を行なってもよろしいでしょうか？	事業者、市、葬祭業者のみが行えます。
要求水準書(案) 79	意見	59	27	第4	4	(1)					開場日においては電話で施設の予約受付を行うことと記載されていますが、予約システムを導入する意義や事務職員の業務効率低下およびヒューマンエラーのリスクが高くなると考えられます。原則として市や葬祭業者はシステムを利用することを推奨することなどを記載すべきと考えます。	要求水準書(案)の38ページのア 予約の受付をご参照ください。
要求水準書(案) 80	意見	59	32	第4	4	(4)					動物・産汚物等は開場時間中の電話による受付のみとの理解で宜しいでしょうか。	動物・産汚物等は予約の対象外のため、開場時間内に窓口で受け付けます。ただし、手術肢体で収骨を希望される場合は、電話での火葬予約が必要となります。
要求水準書(案) 81	質問	60	15	第4	6	(5)					告別室で行う小規模な葬送とは、具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。 また、その頻度もお教えください。	前段は、全体の運営に支障がない範囲で、20分～30分程度の葬送を想定しています。 後段は、頻度は、事業者の推計に委ねます。
要求水準書(案) 82	質問	60	24	第4	7	(5)					会葬者立会のもと柩の蓋を開けて確認するとの事でしょうか？現状の確認方法を教示下さい。	既存施設では、葬祭業者に対し、副葬品の制限項目を案内し、利用者への周知に努めておりますが、火葬に支障がある副葬品を含んでいる場合は、除去しております。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 83	質問	60	24	第4	7	(5)					ふさわしくない副葬品の除去は現斎場でも行われており、ご遺族等からのクレームなどは無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 84	質問	60	25	第4	8						現斎場での収骨は、耐火台車上からの直接収骨でしょうか？それとも収骨トレイに一度焼骨を移してから会葬者に収骨してらう間接収骨でしょうか？また、ご遺骨は、すべて持ち帰る全収骨でしょうか？それとも一部のお骨を持ち帰る部分収骨でしょうか？	前段は、耐火台車上からの直接収骨です。後段は、一部を持ち帰る部分収骨です。
要求水準書(案) 85	質問	60	29	第4	8	(4)					現斎場でも収骨トレイを使用されているのでしょうか。また、収骨トレイの使用は必須でしょうか。	前段は、既存施設では、収骨トレイは使用していません。後段は、事業者の提案に委ねます。
要求水準書(案) 86	質問	61	14	第4	10						付属資料6で示された動物死体焼却件数は、受け付けた件数であり実際に動物炉を稼働させた件数とは異なるのでしょうか？異なる場合、動物炉の運転回数は年間何回程度ですか？	受け付けた件数です。運転回数は、年間200回程度です。
要求水準書(案) 87	質問	61	14	第4	10						過去5年間の手術肢体、産汚物等の火葬件数及び質量をご教示ください。また、主な持ち込み先もご教示ください。	過去5年間の手術肢体、産汚物の火葬件数及び質量は入札公告時に示します。また、主な持ち込み先は、市民病院または個人です。
要求水準書(案) 88	質問	61	25	第4	11	(4)					ごみは利用者持ち帰りとのことですが、葬祭業者が手配した弁当などのごみについては、葬祭業者持ち帰りとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 89	質問	61	28	第4	12						自動販売機の設置や売店の運営に関し、指定場所の使用許可は行政財産の目的外使用となり、使用料が発生しますでしょうか。また、売店など以外(職員駐車場など)で目的外使用料が発生する場合はありますでしょうか。費用が発生する場合の料金は、概算でどれくらいになりますでしょうか。	入札公告時に示します。
要求水準書(案) 90	質問	61	28	第4	12						自動販売機や売店等の物品販売における行政財産使用料等はどのように考えれば宜しいでしょうか。	要求水準書(案)質問回答No.89をご参照ください。
要求水準書(案) 91	質問	61	28	第4	12						物品販売による収支は、事業者から当該業務を受託する構成員又は協力企業、若しくは構成員又は協力企業から受託する第三者の収支とすることは可能でしょうか。	可能です。
要求水準書(案) 92	質問	61	28	第4	12						現売店業務の主な販売品目と過去5カ年における売上をご教示下さい。	既存施設の売店では、飲み物、お茶、酒類、お菓子を販売しています。過去5年間の売上は入札公告時に掲示します。
要求水準書(案) 93	質問	61	31	第4	12	(2)					物品販売業務に係る売上金は事業者には帰属するとありますが、事業者から委託を受けた構成企業又は協力企業に帰属するとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 94	質問	62	2	第4	12	(4)					自動販売機を設置した場合、目的外使用として設置箇所の地代は請求されますか。される場合はその金額(単価)をご教示下さい。	要求水準書(案)質問回答No.89をご参照ください。
要求水準書(案) 95	意見	62	6	第4	12	(6)					葬祭備品関連の販売が必須条件となっておりますが、葬祭場(式場)の併設がないため、既に民間葬祭場で葬儀を終えている利用者からは需要が無いように思われます。また、収骨時の追加骨壺等については担当葬儀社様の売上げを優先すべきではないかと思われます。	ご意見として承りました。
要求水準書(案) 96	質問	62	9	第4	13	(1)					受付窓口で使用料を徴収すると思いますが、使用料は貴市窓口ではなく、全て本施設で徴収するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書(案) 97	質問	62	11	第4	13	(2)					「市が指定する金融機関」とは持込先の「支店」の指定まであるのでしょうか？また、公金の払い込みには手数料が必要でしょうか？(振込手数料等)	前段は、特定の支店を指定するものではありません。後段は、公金の払い込みに手数料は不要です。
要求水準書(案) 98	質問	62	12	第4	13	(3)					公金収納代行業務を第三者に委託することはできないとありますが、ここでの第三者には、事業者から委託を受けた構成企業又は協力企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	質問/意見	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	質問・意見内容	回答
要求水準書(案) 99	質問	62	23	第4	14	(2)	イ				パンフレットは何部準備すれば宜しいでしょうか？	要求水準書(案)のとおり市との協議により決定します。
要求水準書(案) 100	質問	62	23	第4	14	(2)	イ				パンフレットの作製部数をお示ください。	要求水準書(案)質問回答No.99をご参照ください。
要求水準書(案) 101	質問	64	2	第4	14	(9)	ア				動物慰霊祭の概要をご教示ください。(日にち、場所、所要時間、出席者など)	例年、年1回、9月または10月の友引の土曜日または日曜日に、既存施設駐車場の動物慰霊碑前にて1時間程度開催しています。主な参加者は、市民、豊橋市獣医師会、関係自治体職員です。
要求水準書(案) 102	質問	65	11	第5	2	(3)					(3) 解体要件 「イ 解体及び撤去は杭等地中残留物も対象とする。」とありますが、施工に影響がある部分の撤去との理解でよろしいでしょうか。 「エ PCB使用部分及びアスベスト使用部分については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分・処理を行うこと。」とありますが、現時点での調査の実施状況をお聞かせください。	前段は、杭等地中残留物は全て撤去してください。 後段は、PCB使用部分は処理予定です。アスベスト使用部分は、平成29年度中に分析調査委託を実施予定です。
要求水準書(案) 103	質問	附属資料1									測量図はCADデータで配布いただけないでしょうか。	提供できるようになりましたら、随時ホームページ上で公表します。
要求水準書(案) 104	質問	附属資料5									既存建物の断面図、構造図、杭伏図があれば配布いただけないでしょうか。	提供できるようになりましたら、随時ホームページ上で公表します。
要求水準書(案) 105	質問	附属資料6									白灯油及び都市ガスの使用量は、動物焼却を含むのでしょうか？	含みます。
要求水準書(案) 106	質問										既存施設に更衣室がありましたが、利用頻度と利用用途をご教示ください。	自由に使用可能としておりますので、利用頻度は不明です。利用用途としては、着替え、授乳スペースとしてお使いいただいております。